

# 令和2年第11回

## 北竜町農業委員会総会議録

1. 開催日時 令和2年11月27日(金) 午後4時00分から午後4時40分

2. 開催場所 役場2階 会議室

3. 出席委員 (11人)

11番	水谷 茂樹 (会長)	7番	善岡 浩樹 (会長代理)		
1番	松田 力	2番	中村 広治	3番	北清 裕邦
4番	植松 春雄	5番	澤田 正人	6番	藤崎 正雄
8番	川瀬 崇	9番	川島 史伸	10番	高田 秋光

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の選出	川瀬 崇	川島 史伸
第2	会議書記の指名	南局長、滝上推進員、手嶋主事、下浦主事	
第3	農政報告	参 与	長谷産業課長補佐
第4	会務報告	事務局	南 局長
第5	議事参与の制限	有り	(善岡委員・高田委員)
第6	報告第12号	農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について	
第7	議案第33号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について	
第8	議案第34号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	
第9	議案第35号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてについて	
第10	議案第36号	農業経営基盤強化促進法第16条の規定による要請について	
第11	議案第37号	農業委員会等に関する法律附則第51条第2項に基づく「改正5年後調査」について	

6. 農業委員会事務局職員

南 秀幸事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事・下浦健太主事

7. 参与

長谷牧子産業課長補佐

事務局長（南）	<p>只今から、令和2年第11回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全11名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>年末を迎えまして、最近状況がびりびりしております。我々もあと一回の農業委員会となります。</p> <p>1ヶ月を切ったこの状況で新しい年が迫っていると言うより、コロナがひたひたと一気に攻めてくる様な気がしております。</p> <p>我々米農家は、豊作も手伝って悪くないと共に、食べてもいけるのですが、それ以外の職業は大変な状況になっていると思います。</p> <p>また、「そば」の救済措置とかも決まったそうなので、このあとの協議会で北清地区代に話をして頂きたいと思います。</p>
議 長(会長)	<p>それでは、令和2年 第11回農業委員会総会をはじめます。</p> <p>日程第1 署名委員の選出について 川瀬委員・川島委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名 会議書記には、南事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 下浦主事を配置いたしますが、下浦主事は、先ほどまで開催しておりました年金制度説明会の講師を送迎しており後ほど参ります。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 細川産業課長が欠席しておりますので長谷補佐にお願いします。</p>
参与（長谷課長補佐）	<p>皆さまお疲れさまです。私の方から産業課より2件ほどお知らせいたします。</p> <p>PRイベント販売状況についてと言うことで別紙をご覧ください。</p> <p>産業課の関係イベントとなりますが、まず一つ目におきましては、オータムフェストです。</p> <p>本年度は、イベント自体中止となってしまいましたが、通販での取り扱いとなりましたので、そちらの方に出品をいたしました。</p> <p>次に新米まつりですが、10月3日に開催し、例年より短縮ということで開催し、9時から12時の午前中のみ開催となりました。</p>

ども町内のたくさんの方が新米を買いに来て頂き 2,572,800 円と過去最高の売り上げとなりました。

最後に10月15日から16日に、JR札幌駅の「どさんこプラザ」に於いて空知フェアが開催され出役致しました。コロナ禍の影響もありましたので人出について心配いたしましたが、多くの方がすくい取りを楽しみに来て頂きました。こちらにつきましても364,810円と近年の中で売り上げが増えた次第です。

イベント報告については以上です。

次に、経営所得安定対策の関係について報告します。

先日、国からの追加配分もありまして最終的にな町枠の単価配分が決まりました。

昨年につきましては、上限単価満額での配布になりましたけれども、今年に於いては、満額配布とはならず、最終的に上限単価に対して97.3%ほどの配分となっております。

表の見方としては、中程に産地交付金（地域枠）と記載した部分になりますけれども、麦・大豆ですと（括弧）の上限9,600円に対しまして9,340円そばにつきましては、上限13,000円に対して12,649円が最終単価ということになります。こちらの表については後ほどお目通し願えればと思います。

なおこちらの単価額につきましては、12月の営農組合長会議にて周知の方を致します。

また今後の交付金の支払時期の関係になります。しかし、産地交付金の総額分につきましては、現在算出中で12月下旬頃に支払い予定となっております。

また、国の戦略作物分、麦・大豆・加工用米につきましては、来週11月30日（月曜日）となっております。

麦・そばの数量払いにつきましては、12月上旬に皆様の元に入金される予定となっております。

産業課としては以上です。

議 長

このコロナ禍の中でも、毎年尻上がりになっており本当に良いことです。

議 長

それでは、日程第4第 農業委員会会務報告をお願いします。

事務局長

会務報告 4ページをお開き下さい。

【会務報告 朗読】

議長

日程第5 議事参与の制限が、議案第33号と議案第35号で善岡委員にかかります。

高田委員には、議案第34号にかかります。

議長

続きまして、

日程第6 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。

報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

農地法第3条の3第1項の規定による、相続により権利を取得した旨の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和2年11月27日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

受理番号 2-7 相続

権利取得者 美葉牛 [ ] さん

権利移譲者 [ ] さんが令和2年8月8日亡くなられ相続をしました。

土地の所在は、美葉牛68-2番地のほか6筆です。

合計面積 87,557 m<sup>2</sup>です。

土地は、資料の1ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

つづきまして、7ページをご覧ください。

受理番号 2-8 相続

権利取得者 岩村 [ ] さん

権利移譲者 [ ] さん

令和2年8月2日亡くなられ相続をしました。

土地の所在は、岩村11-8ほか20筆です。

合計面積 71,083.71 m<sup>2</sup>です。

土地は、資料の2ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

質問等ございますか。

委員

【意見無し】

議長

日程第7 議案第33号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について説明願います。

なお、ここで善岡委員には、議事参与の制限が掛かりますので、宜しくお願いします。

事務局長

8ページをお開き下さい。

議案第33号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の者について議決を求める。

令和2年11月27日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧ください。

受理番号 2-18

貸主 三谷 [REDACTED]さん

借主 西川 [REDACTED]です。

今年6月1日から今年12月末までの契約ですが、売買するため賃貸借を解約するものであります。

合意解約日は、令和2年11月16日

移転の時期は、令和2年11月30日

土地の所在は、三谷30番地2他10筆で、合計面積は、24,304㎡です。

資料の3ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。

受理番号2-18について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議 長

受理番号2-18について承認いたします。  
善岡代理の議事参与の制限を解きます。

議 長

日程第9 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明願います。

事務局長

10ページをお開き下さい。  
議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
農地法第3条第1項の規定による、農地の権利設定の許可申請があったので別紙の者について議決を求めます。

令和2年11月27日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをお開き下さい。

受理番号 2-3

譲渡人は、碧水 [REDACTED] さん

譲受人は、息子の [REDACTED] さん

申請理由は、農業経営を後継者に譲るため、使用貸借を設定するためです。

所有地は、田 143,386.38 m<sup>2</sup> 畑 2,480 m<sup>2</sup> 合計面積 145,866.38 m<sup>2</sup>  
33筆です。

資料の4ページと5ページに航空写真を添付してあります。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

北清委員

議案に地役権とありますがどんな権利ですか。

事務局長

通常、鉄塔に架かる電線部分について掛かる通行権利です。  
詳しくは、別冊で添付してあります農政調査時報の最終ページをご覧ください。

民法上には、所有権、用益物権、担保物権に分けられます。

用益物権の内、地上権と地役権があります。

地上権は、使用収益を目的として、地上、地下空間に設定されます。

地役権とは、通行地役権などがありますように、電線下の土地にかかる権利です。

議長

他にありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。  
受理番号 2-3 使用貸借について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

受理番号 2-3 使用貸借について承認いたします。

議長

受理番号 2-4 売買について説明願います。なお高田委員に議事参与の制限が掛かります。

事務局長

13 ページをご覧ください。  
受理番号 2-4 売買

売渡人 北海道 空知振興局長 高野瑞洋

譲受人 三谷

申請理由は、河川敷地の払い下げ案件です。

権利は、売買による所有権移転であります。

土地の引き渡し時期は、許可と同時です。

の経営農地は記載の通りです。

売買価格は、542,000 円で、反当 152,161 円です。

土地の所在は、三谷 524 番地ほか 6 筆で全て地目は田です。

面積合計は、3,562 m<sup>2</sup>です。

資料の 6 ページに航空写真を添付してあります。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。  
受理番号 2-4 の売買について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

受理番号 2-4 の売買について承認いたします。  
なお高田委員に議事参与の制限を解きます。

議長

受理番号 2-5 売買について説明願います。

事務局長

14 ページをご覧ください。  
受理番号 2-5 売買

売渡人 北海道 空知振興局長 高野瑞洋

譲受人 三谷

申請理由は、河川敷地の払い下げ案件です。

権利は、売買による所有権移転であります。

土地の引き渡し時期は、許可と同時です。

の経営農地は記載の通りです。

売買価格は、504,000 円で、反当 184,277 円です。

土地の所在は、和 23 番地 21 ほか 4 筆で全て地目は田です。

面積合計は、2,735 m<sup>2</sup>です。

資料の 7 ページに航空写真を添付してあります。

前案件の土地と位置は近いところにあります。  
反当価格が少し違いますが道ではこのように査定しております。

以上で説明を終わります

議長

価格がこんなにも違うのかな。

事務局長

そんなに前者と後方で土地の位置はそんなに変わらないのですが  
離れていても 500m ぐらいの差です。



議 長

ご質問等ありますか。

植松委員

単価が違いますがどのように価格設定するのですか。

事務局長

道の方では、払い下げする土地の近くの価格調査を農業委員会に調査し、その売買実例を道に報告いたします。

道では、その結果を見て道の方で価格を決めます。

そして、高田委員、価格に相違（差）があるとき価格協議とかあるのですか。

高田委員

売買の年度が違うと違うかもしれませんが、XXXXXXXXXX話が早かったと思います。それも加味しているのでは無いでしょうか。

事務局長

単価については、水張りで、出せないのであくまでも地籍面積で単価を算出しておりその点でも差も出ていることがあるかも知れません。

植松委員

あくまでも道の方で価格設定するということですね。

事務局長

そうです基本的には道で価格設定しますが、この価格でどうかと言うことで、払い下げ相手に売買価格交渉はあるとは思いますが。

議 長

他にありませんか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。

受理番号 2-5 の売買について承認される方は、挙手願います。

議 長

【全員挙手】

事務局長

受理番号 2-5 の売買について承認いたします。

議 長

日程第9 議案第35号  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明願います。

事務局長

15ページをお開き下さい。  
議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和2年11月27日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次のページをご覧下さい。

番号 2-贈-4

所有権の移転を受ける者 岩村

所有権の移転する者 岩村

所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、贈与です。

移転の時期は、令和2年11月30日です。

土地の所在は、岩村123番地12ほか5筆です。

面積 1,738.21㎡です。

公社への売り渡し以外の土地を贈与するものであります。

資料の8ページに航空写真を添付してあります。

以上で説明を終わります。

なお、滝上推進員、公社では、この土地が優良農地で無いと判断して取り扱わない土地でその土地を今回贈与するということで宜しいですか。

滝上推進員

そうですね、公社が買入しないとした土地です。

議 長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。  
番号 2-贈-4 の贈与について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】



議長

番号 2-贈-4 の贈与について承認いたします。

議長

番号 2-売-21 の売買について説明願います。

事務局長

17 ページをお開き下さい。  
番号 2-売-21  
所有権の移転を受ける者 板谷   
所有権の移転する者 板谷   
所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
所有権の移転内容は、売買です。  
移転の時期は、令和2年11月30日です。  
対価の支払期限は、令和3年3月5日です。  
売買価格は、2,268,000 円で水張り面積 62 ㎡が反当 240,000 円  
26 ㎡が担当 300,000 円です。  
土地の所在は、板谷9番地5ほか2筆です。  
面積 9,447 ㎡です。  
資料の9ページに航空写真を添付してあります。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。  
番号 2-売-21 の売買について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 2-売-21 の売買について承認いたします。

議長

番号 2-売-22 の売買について説明願います。  
なお、善岡代理に議事参与の制限が掛かりますので宜しくお願いします。

事務局長

18 ページをご覧ください。  
番号 2-売-22  
番号 2-売-21  
所有権の移転を受ける者 西川 [REDACTED]  
[REDACTED]  
所有権の移転する者 三谷 [REDACTED]  
所有権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
所有権の移転内容は、売買です。  
移転の時期は、令和 2 年 11 月 30 日です。  
対価の支払期限は、令和 3 年 3 月 5 日です。  
売買価格は、3,262,000 円 水張り面積 225 ㎡で反当 145,000 円です。  
土地の所在は、三谷 30 番地 2 ほか 11 筆です。  
面積 25,099 ㎡です。  
資料の 10 ページに航空写真を添付してあります。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。  
番号 2-売-22 の売買について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議 長

番号 2-売-22 の売買について承認いたします。

議 長

日程第 10 議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による要請についてについて説明願います。

事務局長

19 ページをお開き下さい。

議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による要請についてについて

所有権移転に係るあっせん申出を別紙のとおり受理したが、利用権設定等が早期には困難であるため、北海道農業公社による買入協議を北竜町に要請することについて議決を求める。

令和 2 年 1 月 27 日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

次ページをご覧ください。

受理番号 2-買-7

申出者 板谷 XXXXXXXXXX さん

令和 2 年 1 月 19 日に農用地利用調整会議を開催し、利用権設定等が早期には困難であるため、農地保有合理化法人による買入協議が必要と判断されるため、北竜町に要請することについて提案します。

土地の所在は、板谷 36 番地 1 ほか 16 筆です。

面積は 128,603 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。

受理番号 2-買-7 の買入協議の要請について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

受理番号 2-買-7 の買入協議について買入協議を町に要請します。

議 長

日程第 11 号 議案第 37 号 農業委員会等に関する法律附則第 5 1 条第 2 に基づく「改正 5 年後調査」について説明願います。

事務局長

21 ページをお開き下さい。

議案第 37 号 農業委員会等に関する法律附則第 5 1 条第 2 に基づく「改正 5 年後調査」について

農業委員会等に関する法律附則第 5 1 条第 2 に基づく「改正 5 年後調査」について別紙のとおり北海道農業会議に提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹

22 ページに根拠法令の写しがあります。

政府では、5 年ごとに見直しをして、必要な措置を講ずるとしてあります。

別冊をご覧ください、皆様から回答のあったものに○印を付けましたが多くの回答項目がありますので、後ほどご覧頂き、意見があれば事務局にご意見下さい。

とりあえずこのような回答で農業会議に報告して宜しいでしょうか。

以上で説明を終わります。

議 長

来月の農業委員会で、修正したものを改めて出して頂きたいと思いますが、とりあえず農業委員会等に関する法律附則第 5 1 条第 2 に基づく「改正 5 年後調査」について承認するという事で挙手願います。

委 員

**【全員挙手】**

議 長

農業委員会等に関する法律附則第 5 1 条第 2 に基づく「改正 5 年後調査」について、北海道農業会議に回答いたします。

以上で第 1 1 回農業委員会総会終了致します。